

I 申告書の作成のしかた等

1 贈与税の申告書の提出期間と提出先

- (1) 令和7年分の贈与税の申告の相談及び申告書の受付

令和8年2月2日(月)から同年3月16日(月)まで

税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。

- (2) 申告書の提出方法

イ e-Tax で申告する。

ロ 郵便又は信書便により、住所地の所轄税務署又は業務センター（※）に送付する。

※ 一部の税務署では、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書等を郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。



(送付先を調べる)

ハ 住所地の所轄税務署の受付に提出する。

税務署の時間外受取箱への投函により、提出することもできます（業務センターに直接持参する方法で提出することはできませんので、ご注意ください。）。

(注)1 郵便又は信書便で送付する場合、通信印付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期間内となるよう、お早めにご送付ください。

2 「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。

3 申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として、加算税及び延滞税がかかりますのでご注意ください。なお、災害その他やむを得ない理由によって、提出期限までに申告、納付等ができないときは、申告、納付等の期限の延長制度があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

【令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて】

税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。申告書等を書面で提出（送付）する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出していただきますようお願いします。

また、申告書等の控えに收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いします。

なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を收受した「日付」や「税務署名（業務センター名）」を記載したものを、希望者にお渡ししています。

（国税庁ホームページ「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」参照）

2 贈与税の申告書の種類

贈与税の申告書には、「第一表（兼贈与税の額の計算明細書）」、「第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」と「第二表（相続時精算課税の計算明細書）」などがあります。使用する贈与税の申告書については、次の表のとおりとなっています。

なお、申告書とともに提出することとされている添付書類について重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

申告の内容	使用する申告書
暦年課税のみを申告する人	第一表
相続時精算課税のみを申告する人	第一表と第二表
暦年課税と相続時精算課税の両方を申告する人	第一表と第二表
「住宅取得等資金の非課税」（42ページ参照）と暦年課税を申告する人	第一表と第一表の二
「住宅取得等資金の非課税」（42ページ参照）と相続時精算課税を申告する人	第一表と第一表の二と第二表

(注)1 第一表の二は、1枚に記載できる贈与者は2人ですので、贈与者が3人以上の場合には複数枚を使用することになります。

2 第二表は、特定贈与者ごとに作成するため、特定贈与者が複数いる場合には、その人数分の枚数を使用することになります。

3 特例の適用に当たって登記事項証明書の添付が必要となるものについては、申告書に不動産番号等を記入することにより、その添付を省略することができます。また、申告書に不動産番号等を書ききれないときは、別途「取得した不動産に係る不動産番号等の明細書（相続税・贈与税用）」（国税庁ホームページ参照）を使用することができます。

○ マイナンバー（個人番号）の記載等について

贈与税の申告書を提出する際には、提出の都度、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認（番号確認と身元確認）を行うため、申告をされる方（受贈者）の本人確認書類（3ページ参照）の提示又は写しの添付が必要となります。

(注)1 スマートフォンやパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

2 本人確認書類の写しを添付する場合には、「本人確認書類（写）添付台紙」（国税庁ホームページ参照）などに貼って、提出してください。

マイナンバーカードの有無	本人確認書類	添付又は提示									
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の <u>写し</u> が必要です。										
マイナンバーカードをお持ちでない方	<p>①番号確認書類 及び ②身元確認書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">①</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 </td> <td style="width: 25%; padding: 5px; vertical-align: top;"> • 通知カード^(注1) • 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうち、いずれか1つ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">+</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">②</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 </td> <td style="width: 25%; padding: 5px; vertical-align: top;"> • 運転免許証 • 公的医療保険の資格確認書^(注2) • パスポート • 身体障害者手帳 • 在留カードなどのうち、いずれか1つ </td> </tr> </table>	①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	• 通知カード ^(注1) • 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうち、いずれか1つ	+			②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	• 運転免許証 • 公的医療保険の資格確認書 ^(注2) • パスポート • 身体障害者手帳 • 在留カードなどのうち、いずれか1つ	<p>本人確認書類の<u>写し</u>を、「本人確認書類（写）添付台紙」（国税庁ホームページ参照）などに貼って、申告書と一緒に提出する。</p> <p>又は 本人確認書類を、提出の際に提示する。</p>
①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	• 通知カード ^(注1) • 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうち、いずれか1つ									
+											
②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	• 運転免許証 • 公的医療保険の資格確認書 ^(注2) • パスポート • 身体障害者手帳 • 在留カードなどのうち、いずれか1つ									

- (注) 1 通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
 2 公的医療保険の資格確認書の写しを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が復元できない程度にマスキング（塗り潰し）をしてください。

3 贈与税の納付

(1) 納付すべき期限（納期限）

令和7年分の贈与税の納期限は、令和8年3月16日(月)です。

なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式（暦年課税・相続時精算課税）に区分して計算した額の合計額となります。

- (注) 納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。
 なお、延滞税の割合は、次のとおりです。

割 合	
① 納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
② 納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

※ 延滞税特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。）に、年1%の割合を加算した割合

(2) 納付手続

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご覧ください。



(国税の納付手続)

※ 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納付通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。また、贈与税には、振替納税の制度はありません。

イ キャッシュレス納付

国税の納付は、自宅やオフィスからスマホ・PCでいつでも納付ができ、現金不要で手間いらずの「キャッシュレス納付」が大変便利です。この機会に是非ご利用ください。

(イ) ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法です。ダイレクト納付の利用には、初回のみ事前にオンライン(e-Tax)又は書面で「ダイレクト納付利用届出書」を提出する必要があります。

- (注) 1 「ダイレクト納付利用届出書」を提出しただけでは、納付は完了していません。後日、ダイレクト納付が使用できるようになりましたら、e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付登録完了通知」が格納されますので、納付を行う場合は、メッセージが格納された後に、改めて納付手続を行っていただく必要があります。

- 2 「ダイレクト納付利用届出書」を提出してから、利用可能となるまで、オンライン(e-Tax)提出は1週間程度、書面提出は1か月程度かかります。

(口) インターネットバンキングやA T Mを利用した電子納税

インターネットバンキング口座やA T Mから納付する方法です。

(ハ) クレジットカード納付

専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法です。

(注)1 納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)。

2 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

(ニ) スマホアプリ納付

e-Tax で申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「○○P a y」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法です。

(注)1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

2 事前にスマホ決済アプリの残高のチャージが必要です。

□ 現金納付

(イ) QRコードによるコンビニエンスストアでの納付

国税庁ホームページから、ご自身で納付情報のQRコードを作成し、コンビニエンスストアにて現金で納付する方法です。

(注)1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手續です。

2 「QRコード」は、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

(ロ) 金融機関又は税務署の窓口での納付

金融機関又は所轄の税務署の窓口にて現金で納付する方法です。

(注)1 金融機関等での窓口納付を行う場合は、所轄の税務署管内の金融機関又は税務署に用意してある納付書を使用してください。

なお、金融機関の窓口には納付書を備え付けていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

2 納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入漏れがないよう、ご注意ください。

3 所轄の税務署の窓口で納付する場合、受付時間が税務署によって異なりますので、ご注意ください。

(3) 贈与税の延納制度

贈与税は、納期限までに金銭で一時に納付することが原則ですが、納期限までに金銭で納付することが困難な事由がある場合で、延納税額（利子税の額を含みます。）に相当する担保を提供するなど一定の要件を満たしているときには、延納制度がご利用できます。

なお、延納の詳しい内容については、国税庁ホームページに掲載している「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

※ 贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくことになります。

4 贈与税の申告に誤りがある場合

(1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、申告をしなかった財産や、評価の誤りなどがあったため、課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、上記(1)とは反対に計算や評価の誤りなどで課税価格や税額が多過ぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の提出期限から一定の期間に限り、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、更正の請求をすることができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

5 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書の作成

申告書作成開始までの流れ（スマートフォンでの操作）

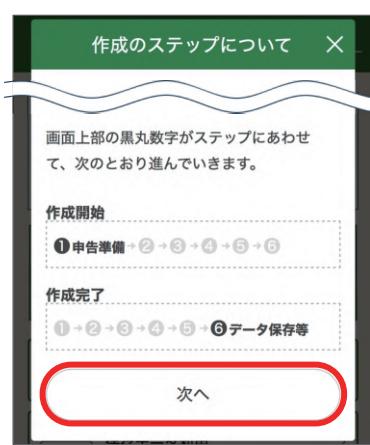
1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセスします。



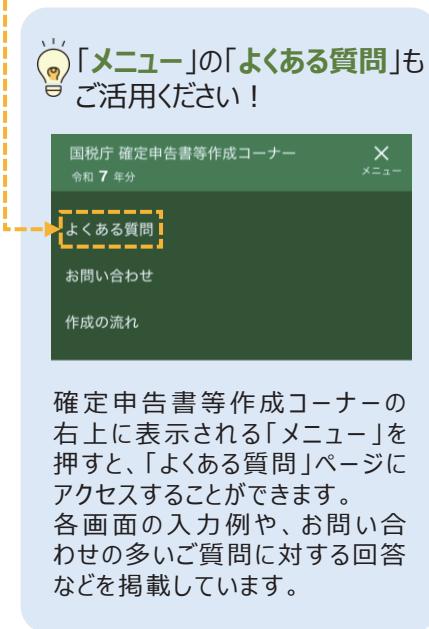
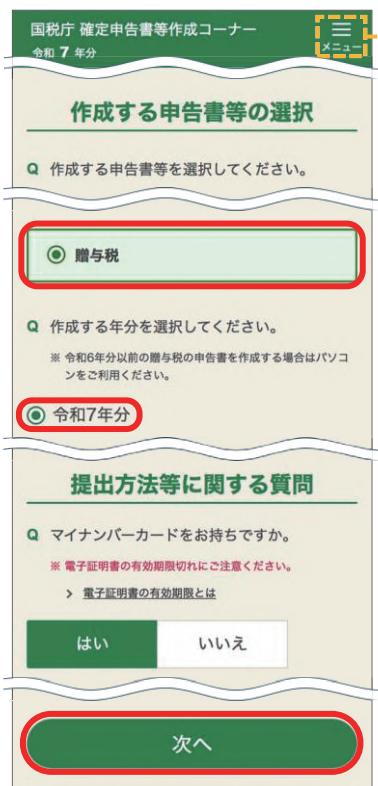
※ e-Taxに必要なものについては、裏表紙をご確認ください。



2 「作成開始」と「次へ」を押します。



3 「贈与税」と「令和7年分」を選択し、提出方法等に関する質問に回答します。
「次へ」を押すと申告書の作成に進みます。



確定申告書等作成コーナーの右上に表示される「メニュー」を押すと、「よくある質問」ページにアクセスすることができます。各画面の入力例や、お問い合わせの多いご質問に対する回答などを掲載しています。

添付書類のイメージデータ送信

確定申告書等作成コーナーから、e-Taxで贈与税の申告書を提出（送信）する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類（戸籍の謄本など）について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

なお、イメージデータ（PDF形式）による添付書類の提出については、**贈与税の申告書をe-Taxで送信した後の手続**になります。

詳しくは、よくある質問「添付書類のイメージデータによる提出」をご覧ください。



よくある質問「添付書類のイメージデータによる提出」はこちら

💡 「確定申告特集ページ」もご活用ください！

確定申告特集ページでは、

- 申告・納付期限
 - 確定申告が必要な方のご案内
 - e-Taxの利用方法
 - 納付の方法
- など、確定申告に関する情報をまとめてご案内しています。



「確定申告特集ページ」はこちら

同ページ内の「贈与税の申告をされる方へ」では、

- 各特例の内容について
 - 財産の評価について
 - 確定申告書等作成コーナーの入力マニュアル
 - 確定申告書等作成コーナーの操作方法説明動画
- など、贈与税についてご案内していますので、ぜひご覧ください。



「贈与税の申告をされる方へ」はこちら

※ お使いのスマートフォン等の環境により、確定申告書等作成コーナーを利用して申告書を作成することができない場合があります。
※ 各画面は開発中の画面のため、実際にご利用になる際の画面と異なる場合があります。

6 贈与税の申告書の書きかた

※「国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用した申告書の作成」については5ページを参照してください。

(1) 申告書第一表

贈与税の申告をする全ての人が使用する申告書です。暦年課税による贈与税額の計算方法については、35、36ページを参照してください。

<p>マイナンバー(個人番号)又は法人番号の記入が必要です。</p> <p>「i 特例贈与財産分」は、特例贈与財産を取得した場合に記入します。</p> <p>「ii 一般贈与財産分」は、一般贈与財産を取得した場合に記入します。</p> <p>「iii 申告書第一表(控用)の裏面をこ確認ください。」</p> <p>相続時精算課税分</p>	<p>税務署長 年月日提出 令和〇〇年A贈与税の申告書(兼贈与税の額) (の計算明細書)</p> <p>修正 F D 4 7 5 1</p> <p>提出用</p> <p>私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との統柄・生年月日 (フリガナの箇点(・)や半濁点(・)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</p> <p>住所</p> <p>フリガナ 氏名 生年月日</p> <p>統柄 ※ 父 母 祖父母 兄弟 孫 上記以外 ※印の場合は記入します。</p> <p>私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。(最高2,000万円)</p> <p>贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金額のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額</p> <p>不動産番号 1件目 2件目</p> <p>【合計欄】 (単位:円) ↓</p> <p>暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-(③)))</p> <p>暦年課税に係る基礎控除額</p> <p>⑤の控除後の課税価格 ((④)-(⑤))</p> <p>⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用して計算します。)</p> <p>外国税額の控除額</p> <p>医療法人持分税額控除額</p> <p>差引税額 ((⑦)-(⑧)-(⑨))</p> <p>相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第一表の金額の合計額)</p> <p>相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の金額の合計額)</p> <p>(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)</p> <p>作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号</p> <p>税理士法書面提出 30条 33条の2 □ □</p> <p>通信日付印 □ □</p> <p>確認</p>	<p>整理番号 補完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出国年月日 死亡年月日</p> <p>名簿 事案 財産細目コード 短期処理 定期処理 訂正 修正 在庫区分 枚数</p> <p>財産を取得した年月日 (単位:円) 数量 単位 固定資産評価額 倍数</p> <p>令和 年 G 月 日 円 円 倍</p> <p>過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との統柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署署名を記入します。</p> <p>令和 年 H 月 日 円 円 倍</p> <p>過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との統柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署署名を記入します。</p> <p>令和 年 I 月 日 円 円 倍</p> <p>課税価格の合計額 ((①+(②-(③)))+(④)-(⑤))</p> <p>差引税額の合計額(納付すべき税額) ((⑩+(⑪))-(⑫))</p> <p>農地等納税猶予税額</p> <p>株式等納税猶予税額</p> <p>特例株式等納税猶予税額</p> <p>医療法人持分納税猶予税額</p> <p>事業用資産納税猶予税額</p> <p>申告期限までに納付すべき税額 ((⑭)-(⑮)-(⑯)-(⑰)-(⑱)-(⑲))</p> <p>差引税額の合計額 (納付すべき税額)</p> <p>納税猶予税額の合計額</p> <p>の申告期限までに納付すべき税額</p> <p>差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 ((⑪)-(⑫))</p> <p>申告期限までに納付すべき税額の増加額 ((⑳)-(㉑))</p> <p>税務署整理欄 (記入しないでください。)</p> <p>義務的修正期限 年 月 日</p>
--	--	---

第一表 (令和6年分以降用)

(住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

記号	欄	書きかた
Ⓐ	「____税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。
	「__年__月__日提出」	申告書の提出年月日を記入します。
	「令和回口年分」	□の中に「7」と記入します。
Ⓑ	「住所」	申告をする人（財産を取得した方。以下同じです。）の住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(‘)や半濁点(‘)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。
	「個人番号又は法人番号」	申告をする人のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入します。
Ⓒ	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入します。 【例：昭和 58 年 9 月 21 日生まれの場合】3 5 8. 0 9. 2 1
	「職業」	申告をする人の職業を記入します。
	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(‘)や半濁点(‘)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。
Ⓓ	「生年月日」	贈与者の生年月日をⒷ「生年月日」にならって記入します。
Ⓔ	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1~5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。
Ⓕ	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、45ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの名称及び支店名 ニ 現金・・・贈与者の住所 ホ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先金融機関などの名称及び支店名 ヘ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ト その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
	「数量」	贈与を受けた財産の面積、株数などを記入します。
	「単価」	贈与を受けた財産の1平方メートル当たり、1株当たりなどその財産の1単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
Ⓖ	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。
Ⓗ	「過去の贈与税の申告状況」	過去に、特例税率の適用を受けるためにⒸに記入した贈与者との続柄を明らかにする書類を税務署に提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します（提出をしていない場合には記入しません。）。
Ⓘ	「不動産番号」	贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合で、贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略するときに記入します（「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類」（17ページ）を参照）。

(2) 申告書第一表の二

住宅取得等資金の非課税（42ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

令和〇〇年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）		修正	F D 4 7 7 2	
提出用 第一表の二 （令和7年分以降用） （第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）	A 受贈者の氏名			
	次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中の印を記入してください。			
	□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による 住宅 取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）（単位：円）			
	贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 <small>○フリガナの濁点（‘）や半濁点（‘）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
	住所 フリガナ 氏名 生年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日 D	
	（フリガナ） 氏名 生年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日 E	
	↑ 明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4] 住宅取得等資金の合計額	（38）	↑ 明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4] 住宅取得等資金の合計額	（39）
	贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 <small>○フリガナの濁点（‘）や半濁点（‘）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
	住所 フリガナ 氏名 生年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日 F	
	（フリガナ） 氏名 生年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日 G	
↑ 明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4] 住宅取得等資金の合計額	（39）	↑ 明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4] 住宅取得等資金の合計額	（39）	
非課税限度額の計算 非課税限度額（1,000万円又は500万円）（注2）	（40）	（E）		
令和6年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	（41）	（F）		
住宅資金非課税限度額の残額（40-41）	（42）	（G）		
贈与者別に記入する非課税の適用 ③のうち非課税の適用を受ける金額	（43）			
④のうち非課税の適用を受ける金額	（44）	（H）		
非課税の適用を受ける金額の合計額（③+④） (②の金額を限度とします。)	（45）			
③のうち課税価格に算入される金額（38-43） (38)に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。)	（46）			
④のうち課税価格に算入される金額（39-44） (39)に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。)	（47）	（I）		
不動産番号等の明細 新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。				
不動産番号等の種別 □ 土地 所又 □ 建物 在は □ 土地 及家 □ 建物 び屋 □ 土地 地番 □ 建物 番号	J	不動産番号		

（注1） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、この申告書に係る年分（以下「適用年分」といいます。）の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は□の中の印を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります
(適用年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超（新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50m²未満である場合は1,000万円超）の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

□ 私は、適用年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書をK税務署長へ提出しました。

（注2） 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋（租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項又は第9項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

（注3） 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□□□	確認	
----------	------	------------	----	------------	----	--

* 欄には記入しないでください。

記号	欄	書きかた
Ⓐ	「令和回〇年分」	□の中に「7」と記入します。
Ⓑ	「受贈者の氏名」	申告をする人(財産を取得した方。以下同じです。)の氏名を記入します。
Ⓑ	「次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
Ⓒ	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(°)や半濁点(°)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。
Ⓒ	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 16 年 11 月 4 日生まれの場合】3 1 6. 1 1. 0 4
Ⓒ	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1~5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。
Ⓓ	「取得した財産の所在場所等」	取得した財産が現金の場合は贈与者の住所を、預貯金等の場合は預入先金融機関などの名称及び支店名を記入します。
Ⓔ	「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」	贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。
Ⓔ	「住宅資金非課税限度額」	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」と記入します(42ページ参照)。
Ⓕ	「令和 6 年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額」	令和 6 年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額(令和 6 年分の贈与税の申告書第一表の二の④の金額)を記入します(適用を受けていない場合は、記入しません。)。 (注) 災害に係る住宅取得等資金の非課税の再適用の適用を受ける場合には、この欄の記入は不要です。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』等のあらまし(令和 6 年 5 月)」の 7 ページをご覧ください。
Ⓖ	「住宅資金非課税限度額の残額」	⑩の金額から⑪の金額を控除した金額を記入します。
Ⓗ	「⑬のうち非課税の適用を受ける金額」及び「⑭のうち非課税の適用を受ける金額」	⑫の住宅資金非課税限度額の残額を超えないように住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が 2 人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税の適用を受ける金額の合計額が⑫の住宅資金非課税限度額の残額を超えないように贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。
Ⓗ	「非課税の適用を受ける金額の合計額」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額の合計額を記入します(⑫の住宅資金非課税限度額の残額を超えることはありません。)。
Ⓘ	「⑯のうち課税価格に算入される金額」及び「⑰のうち課税価格に算入される金額」	⑯の金額から⑭の金額を控除した金額及び⑰の金額から⑫の金額を控除した金額をそれぞれ記入します。 なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。
Ⓛ	「不動産番号等の明細」	新築若しくは取得又は増改築等をした不動産に係る登記事項証明書の添付を省略する場合は、その不動産に係る土地建物の別、不動産番号等を記入します。 (注) 地番・家屋番号は、登記事項証明書等に記載されており、住居表示番号(○番○号など)とは異なりますのでご注意ください。また、不動産番号は、登記事項証明書等に記載されている13桁の番号を記入します。
Ⓜ	「□ 私は、適用年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を所轄税務署長へ提出しました。」	令和 7 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、□にレ印を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。

(3) 申告書第二表

相続時精算課税（37ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

提出用	令和〇〇年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)			A	修正	F D 4 7 3 8					
				受贈者の氏名							
相 続 時 精 算 課 税 分 別	次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入ください。										
	<input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。			(単位:円)							
	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>○フリガナの濁点(「)や半濁点(「)は一字分とし、姓と名の間に一字空けて記入してください。</small>			左の特 定贈 与者か ら取 得し た財 産の明 細	種類 所在場所等	細目 所等	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日			
					D	E	F	財産の価額			
	住 所			D				G	H	I	
					J	K	L	M	N		
	氏 名			C				O	P	Q	
					R	S	T	U	V		
	続 柄			W	父 ①、母 ②、祖父 ③			X	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
					祖母 ④、①~④以外 ⑤			Y	Z	AA	
生 年 月 日			BB	CC	DD	EE	FF	GG	HH		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		
			TT	UU	VV	WW	XX	YY	ZZ		
			AA	BB	CC	DD	EE	FF	GG		
			JJ	KK	LL	MM	NN	OO	PP		
			QQ	RR	SS	TT	UU	VV	WW		
			XX	YY	ZZ	AA	BB	CC	DD		
			EE	FF	GG	HH	II	JJ	KK		
			MM	NN	OO	PP	QQ	RR	SS		

↑ 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

(注1) 特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額を記載します。

なお、年の中途において死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します（その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。）。

(注2) ⑧欄の金額に1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	<input type="text"/>	名簿	<input type="text"/>	届出番号	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
	財産細目コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	確認			

* 欄には記入しないでください。

(資 5-10-2-1-A 4統一) (令 7.12)

記号	欄	書きかた
Ⓐ	「令和回□年分」	□の中に「7」と記入します。
	「受贈者の氏名」	申告をする人(財産を取得した方。以下同じです。)の氏名を記入します。
Ⓑ	「次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(42ページ参照)の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
Ⓒ	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点()や半濁点()は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1~5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和16年11月4日生まれの場合】 3 1 6. 1 1. 0 4
Ⓓ	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、45ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。記載事項については、7ページ「Ⓕ『所在場所等』」を参照してください。
	「数量」	贈与を受けた財産の面積、株数などを記入します。
	「単価」	贈与を受けた財産の1平方メートル当たり、1株当たりなどその財産の1単位当たりの価額を記入します(固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。)。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
Ⓔ	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。
Ⓕ	「特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額」	全ての特定贈与者の第二表の②の金額の合計額を記入します。 なお、年の中途において死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します(その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。)。
	「相続時精算課税に係る基礎控除額」	②の金額に1円未満の端数がある場合には、全ての特定贈与者の相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整した金額を記入します。
Ⓖ	「過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額」	過去の年分の申告で控除した特別控除額の合計額を記入します。 なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額(最高1,000万円)(注)は、この特別控除額に含まれませんのでご注意ください。 (注) 平成21年12月31日以前に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例(旧租税特別措置法第70条の3の2)」の適用を受けた場合は、相続時精算課税に係る特別控除額(最高2,500万円)の他に、住宅資金特別控除額(最高1,000万円)の控除も可能とされていました。
Ⓗ	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なっている場合には、その年分の住所・氏名を記入します。

【事例 1】暦年課税（特例税率）を適用する場合

私(国税壮太郎)は、祖父(国税一郎)から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、私は令和7年1月1日において18歳以上ですので、「特例税率」^(注)を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、令和6年分の贈与税の申告において、祖父からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

(注) 「特例税率」については、35ページを参照してください。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特例税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

転記します。

「特例贈与財産」(35ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、44ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

令和6年分以降用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人々に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000 円
暦年課税に係る基礎控除額	B	1,100,000 円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	3,900,000 円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額の合計額(A)から暦年課税に係る基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。〕

$$A 6,000,000 円 - B 1,100,000 円 = C 4,900,000 円$$

$$C 4,900,000 円 \times 20\% \text{ (特例税率)} - 300,000 円 \text{ (控除額)} = D 680,000 円$$

【速算表(特例贈与財産用)】

基 础 控 除 後 の 課 税 価 格	2,000 千円 以下	4,000 千円 以下	6,000 千円 以下	10,000 千円 以下	15,000 千円 以下	30,000 千円 以下	45,000 千円 以下	45,000 千円 超
特 例 税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

＜ご注意ください！＞ 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入します(当該書類を重ねて提出する必要はありません)。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、配偶者控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格となります。

特例贈与財産の価額の合計額(A 5,000,000 円)から暦年課税に係る基礎控除額(B 1,100,000 円)を控除した課税価格(C 3,900,000 円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000 円)を使用して贈与税額(D 485,000 円)を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(35ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、44ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私(甲野修)は、母(甲野花子)から現金300万円、兄(甲野武)から上場株式500株の贈与を受けました。母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。私は令和7年1月1日において18歳以上ですでの、「一般税率」及び「特例税率」^(注)を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、母からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

(注) 「一般税率」及び「特例税率」については、35ページを参照してください。

神奈川 税務署長 8年2月17日提出 令和〇〇年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額) (の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1			
提出用 稅務署受付印 明治① 大正② 昭和③ 平成④ 令和⑤	住 所 〒×××-×××× (電話 XXX - XXX - XXXX) 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号 フリガナ コウノ オサム 氏 名 甲野 修 <small>↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。</small> 個人番号 〇〇〇〇×××××× 法人番号 生年月日 3 4 8 0 5 2 4 職業 自営業	整理番号 補 完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出国年月日 死亡年月日	名簿 財産細目 コード 事案 短期 处理 認定 開設 訂正 修正 痠券 枚数
	I 特例贈与財産分 <small>私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。</small> <small>贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日(フリガナの漢字(「」)や半角点(「。」)は一字分し、姓と名の間に一字空けて記入してください)。</small> <small>個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。</small> 住所 目黒区〇〇△丁目×番×号 フリガナ コウノ ハナコ 氏名 甲野 花子 生年月日 3 2 2 1 1 0 4 <small>過去の贈与税の申告状況 平成令和 年分</small>		
	II 一般贈与財産分 <small>過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。</small> <small>過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。</small> 住所 世田谷区〇〇△丁目×番×号 フリガナ コウノ タケシ 氏名 甲野 武 生年月日 3 4 6 1 2 2 4 <small>過去の贈与税の申告状況 平成令和 年分</small>		
	III 合計 <small>過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。</small> <small>過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。</small> 【合計欄】 (単位:円) 暦年課税分の課税価格の合計額 ((1)+(2)-(3)) 4 500 000 暦年課税に係る基礎控除額 1 100 000 ⑤の控除後の課税価格 3 400 000 ⑥に対する税額 4 166 666 <small>(贈与税の遅延表を使用して計算します。)</small> 外国税額の控除額 8 医療法人持分税額控除額 9 差引税額 10 相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第一表の合計額) 11 相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の合計額) 12		
	<small>(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)</small>		
	作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号 税理士法書面提出 30条 33条の2 通信日付印 確認 修 正 納税猶予税額の合計額 申告期限までに納付すべき税額 差引税額の合計額 (納付すべき税額) 増加額 (14)-(21) 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (20)-(25)		

第一表 (令和6年分以降用)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。

転記します。

「特例贈与財産」及び「一般贈与財産」（いずれも35ページ参照）の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）」により贈与税額を計算します。

なお、「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）」については、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>確定申告等情報>贈与税>令和7年分贈与税の申告書等の様式一覧>3_贈与税（暦年課税）の税額の計算明細（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）

また、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するもので、税務署に提出する必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

令和6年分以降用

（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	Ⓐ	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	Ⓑ	1,500,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	Ⓒ	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【Ⓐ+Ⓑ-Ⓒ】 (申告書第一表の④の金額)	Ⓓ	4,500,000円
暦年課税に係る基礎控除額	Ⓔ	1,100,000円
Ⓓの控除後の課税価格【Ⓓ-Ⓔ】 (申告書第一表の⑥の金額)	Ⓕ	3,400,000円
Ⓕの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	Ⓖ	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【Ⓐ×Ⓓ】	Ⓗ	273,333円
Ⓕの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	Ⓘ	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【Ⓛ×（Ⓓ-Ⓒ）/Ⓓ】	Ⓛ	143,333円
税額（Ⓗ+Ⓛ） (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	Ⓚ	416,666円

（例）特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額（Ⓐ）と一般贈与財産の価額（Ⓑ）の合計額（Ⓓ）から暦年課税に係る基礎控除額（Ⓔ）を控除した課税価格（Ⓕ）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（Ⓖ・Ⓛ）について、それぞれ①及び②のとおり按分計算し、その合計額（Ⓚ）を計算します。

（1）特例贈与財産に対応する税額（Ⓖ及びⓁ欄の計算）

Ⓕ 13,900,000円 × 40%（特例税率） - 1,900,000円（控除額） = Ⓚ 3,660,000円

Ⓖ 3,660,000円 × (Ⓐ 5,000,000円 / ⓒ 15,000,000円) = Ⓛ 1,220,000円（注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

（2）一般贈与財産に対応する税額（Ⓛ及びⓂ欄の計算）

Ⓕ 13,900,000円 × 45%（一般税率） - 1,750,000円（控除額） = Ⓛ 4,505,000円

Ⓛ 4,505,000円 × (（Ⓓ 10,000,000円 - Ⓛ 0円）/ ⓒ 15,000,000円) = Ⓜ 3,003,333円（注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

（3）贈与税額の計算（Ⓚ欄の計算）

Ⓕ 1,220,000円 + Ⓜ 3,003,333円 = Ⓢ 4,223,333円

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人には限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額（Ⓐ3,000,000円）と一般贈与財産の価額（Ⓑ1,500,000円）の合計額（Ⓓ4,500,000円）から暦年課税に係る基礎控除額（Ⓔ1,100,000円）を控除した課税価格（Ⓕ3,400,000円）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額（Ⓖ410,000円・Ⓛ430,000円）について、それぞれの財産の価額に対応する税額（Ⓗ273,333円・Ⓛ143,333円）を計算し、その合計額（Ⓚ416,666円）を計算します。

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合

私（丙本京子）は、夫（丙本三郎）から居住している家屋とその敷地（宅地、路線価地域）の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例^(注1)の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」^(注2)を適用して暦年課税により申告します。

(注) 1 特例の概要については、42ページを参照してください。

2 「一般税率」については、35ページを参照してください。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入し、配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入します(左の合計額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。)。

贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略することができます(17ページの「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類」の※参照)。

暦年課税による贈与税額の計算方法については、35、36ページを参照してください。

相続時精算課税に
係る贈与財産がな
い場合には記入す
る必要はありませ
ん。

令和7年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和7年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したもので。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	は い	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	は い	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	は い	
4		いいえ	
5	【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	は い	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	は い	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和8年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	は い	いいえ
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和8年3月15日までに居住する見込みですか。	は い	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	は い	いいえ

配偶者控除

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

【事例 4】相続時精算課税を適用する場合（贈与者 1 人）

私(乙沢花子)は、祖母(乙沢陽子)から宅地(自用地、路線価地域)と上場株式5,000株の贈与を受けました。令和7年1月1日において、祖母は60歳以上、孫である私は18歳以上ですので、相続時精算課税^(注)を選択して申告します。

(注) 制度の概要については、37ページを参照してください。

板橋 税務署長 8年2月25日提出 令和〇7 年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1

提出用	税務署受付印	住所 (電話 xxx - xxx - xxxx)	整理番号	名簿
	明治①	フリガナ オツサワハナコ	補完	事案
	大正②	氏名 乙沢花子	申告書提出年月日	財産細目
	昭和③	個人番号 〔個人番号の記載に当たっては、左欄を右欄にし、ここから記入してください。〕	災害等延長年月日	短期処理
	平成④	又は 法人番号 △△△△×××	出国年月日	定期処理
	令和⑤	生年月日 4010828 職業 自営業	死亡年月日	修正

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の明細

○アフリカの漢字(「」)や半漢字(「」)は一字分とし、姓と名の間に一字空けて記入してください。

住所 氏名 続柄 * ← 父母祖父母(上記以外の場合は記入します) 取得した財産の明細

生年月日 過去の贈与税の申告状況 平成令和 年分 署

令和 年 月 日 円 円 倍

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

住所 氏名 続柄 * ← 父母祖父母(上記以外の場合は記入します) 取得した財産の明細

生年月日 過去の贈与税の申告状況 平成令和 年分 署

令和 年 月 日 円 円 倍

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

i 特例贈与財産分合計額(課税価格)

① 令和 年 月 日 円 円 倍

住所 氏名 続柄 * ← 父母祖父母(上記以外の場合は記入します) 取得した財産の明細

生年月日 過去の贈与税の申告状況 平成令和 年分 署

令和 年 月 日 円 円 倍

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

ii 一般贈与財産分合計額(課税価格)

② 令和 年 月 日 円 円 倍

住所 氏名 続柄 * ← 父母祖父母(上記以外の場合は記入します) 取得した財産の明細

生年月日 過去の贈与税の申告状況 平成令和 年分 署

令和 年 月 日 円 円 倍

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

配偶者控除額(□に印を記入します。) (最高2,000万円)

(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) ③ 円

不動産番号 1件目 2件目

* 贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記事項説明書等に記載されている13桁の不動産番号を記入してください。

合計欄 (単位: 円)

暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③)) ④

暦年課税に係る基礎控除額 ⑤ 1100000

⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥ 000

⑥にに対する税額 ⑦

外国税額控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 (⑦-(⑧-⑨)) ⑩

相続時精算課税の課税価格の合計額 (特定贈与ごとの第二表の他の金額の合計額) ⑪ 27400000

相続時精算課税の差引税額の合計額 (特定贈与ごとの第一表の他の金額の合計額) ⑫ 2600000

(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)

一作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法書類提出
30条 33条の2
通信印
...
確認

III 合計

課税価格の合計額 (①+②+⑪) ⑬ 27400000

差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑪+⑫) ⑭ 2600000

農地等納稅猶予税額 ⑮ 00

株式等納稅猶予税額 ⑯ 00

特例株式等納稅猶予税額 ⑰ 00

医療法人持分納稅猶予税額 ⑱ 00

事業用資産納稅猶予税額 ⑲ 00

申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲) ⑳ 2600000

差引税額の合計額(納付すべき税額) ㉑ 00

納付猶予税額の合計額(納付すべき税額) ㉒ 00

申告期限までに納付すべき税額 ㉓ 00

差引税額の合計額(納付すべき税額) ㉔ 00

修場合申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉑-㉔) ㉕ 00

税務署整理欄(記入しないでください) 義務的修正期限
(翌年1月1日-1月1日まで) (合計 120日)

暦年課税に
係る贈与財
産がない場
合には記入
する必要は
ありません。

転記します

転記します。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」(20ページ参照)の提出が必要となります。本事例では、申告書第一表、第二表に添付して提出します。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(42ページ参照)の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

第一表(令和6年分以降用)

第二表(第一表とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

相
続
時
精
算
課
税
分

提出用 相 続 時 精 算 課 税 分	令和〇〇年〇〇月〇〇日 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) 修正 FD 4738									
	受贈者の氏名 乙沢 花子									
	次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位:円)									
	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの箇点(「。」)や半濁点(「、」)は一字分とし、姓と名の間に一字空けて記入してください。									
	住所 豊島区〇〇△丁目△番△号									
	特定贈与者から取得した財産の明細 オツサ ワ ヨウコ									
	氏名 乙沢 陽子									
	統柄 ④ ← 父①、母②、祖父③ 案 祖母④、①~④以外⑤ ※既入場合は記入します									
	生年月日 ③ 1 6 0 1 1 0 ↑ 明治①、大正②、昭和③、平成④									
	財産の価額の合計額(課税価格) ②6 2 7 4 0 0 0 0 0 0									
基準基礎の控除額の計算 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額(注1) ②7 2 7 4 0 0 0 0 0 0										
相続時精算課税に係る基礎控除額(110万円×②6÷②7)(注2) ②8 1 1 0 0 0 0 0 0 0										
②6の控除後の課税価格(②6-②8) ②9 2 6 3 0 0 0 0 0 0										
特別控除額の計算 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円) ③0 2 5 0 0 0 0 0 0 0										
特別控除額の残額(2,500万円-③0) ③1 2 5 0 0 0 0 0 0 0										
特別控除額(③0の金額と③1の金額のいずれか低い金額) ③2 2 5 0 0 0 0 0 0 0										
翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-③0-③2) ③3 2 5 0 0 0 0 0 0 0										
③0の控除後の課税価格(③0-③2)【1,000円未満切捨て】 ③4 1 3 0 0 0 0 0 0 0										
③4に対する税額(③4×20%) ③5 2 6 0 0 0 0 0 0 0										
外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します) ③6 2 6 0 0 0 0 0 0 0										
差引税額(③5-③6) ③7 2 6 0 0 0 0 0 0 0										
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況 提出・申告した税務署名 提出・申告した年分 受贈者の住所及び氏名(「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します) 署 平成 令和 年分 署 平成 令和 年分 署 平成 令和 年分 署 平成 令和 年分										

↑ 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

(注1) 特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額を記載します。

なお、年の中途において死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します(その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。)。

(注2) ⑩欄の金額に1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□□□	届出番号	□□□□□□□□	-	□□□□□□
	財産細目コード	□□□□□□□□□□	確認					

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (令7.12)

「相続時精算課税選択届出書」については、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 申告手続・用紙 > 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）> 確定申告等情報 > 贈与税 > 令和7年分贈与税の申告書等の様式一覧 > 25_ 相続時精算課税選択届出書（令和6年分以降用）

相続時精算課税選択届出書		
受贈者	住所 又は居所 フリガナ 氏名 (生年月日)	〒XXXX-XXXX電話(XXXX-XXXX-XXXX) 板橋区○○△丁目×番×号 オツザワ ハナコ 乙沢 花子 (大・昭・平) 1 年 8 月 28 日
	個人番号	
	特定贈与者との続柄	孫

私は、下記の特定贈与者から令和7年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

三

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	豊島区○○△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウコ
氏名	乙沢 陽子
生年月日	明・大・昭・平 16 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について
相続時精算課税の適用を受ける場合には、記入は要しません。

3 相続時精算課税選択届出書の提出方法（該当する場合は、□に✓印を記入してください。）

私は、贈与税の申告書を提出しないため、相続時精算課税選択届出書を単独で提出します。

(注) 贈与税の申告書を提出する場合には、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出する必要があります。

4 添付書類（次の書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

- 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

(1) 受贈者の氏名、生年月日

- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

- (※) 1 税制特別措置法第 70 条の 6 の 8 ((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予))

(次) ① 租税特例指置法第70条の6の6(「個別の事業用資産についての贈与税の新規税及び既存税」)の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7(「相続時精算課税適用者の特例」)の適用を受ける場合には、「[1]の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が贈与により租税特例指置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。）。

作成税理士		電話番号				
※ 税務署欄	届出番号	名簿番号	確認	番号確認	身元確認	確認書類
	一	■ ■ ■ ■ ■		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他()
	通信日付印	年月日	(確認者)			■ ■ ■ ■ ■

※欄には記入しないでください。

(資5-4 2-A 4統一) (令7.12)

Q & A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問： 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答： 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与者ごとに作成しなければなりません。

20

令和7年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和7年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したもので、この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和40年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成19年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

(注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和40年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和7年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』」のチェックシート」(31ページ又は33ページ参照)を使用してください。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(※) 又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(※)の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』」のチェックシート」(※) 又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』」のチェックシート」(※)を併せて使用してください。

※ これらの特例のあらましやチェックシートについては、国税庁ホームページに掲載しています。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税(42ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(38ページの(ロ)の(注2)参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の書類(贈与を受けた日以後に作成されたものに限ります。)を添付して提出しなければなりません。

添付書類

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注)1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(国税庁ホームページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(国税庁ホームページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、国税庁ホームページをご覧ください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

【事例5】相続時精算課税を適用する場合（贈与者2人）

私（埼玉太郎）は、祖父（埼玉一男）から非上場株式である〇× 株式会社の株式を1,000株、祖母（埼玉花子）から預金2,000万円の贈与を受けました。令和7年1月1日において、祖母は60歳以上、孫である私は18歳以上ですので、祖母からの贈与について、相続時精算課税^(注1)を選択して申告します。

なお、私は祖父から、令和6年以前にも贈与を受け、相続時精算課税を選択し、特別控除額を2,500万円適用して申告しています。

また、私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予^(注2)は適用しません。

(注) 1 制度の概要については、37ページを参照してください。

2 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の概要については、国税庁ホームページをご覧ください。

<p>提出用</p> <p>税務署 受付印 明治 [] 大正 [] 昭和 [] 平成 [] 令和 []</p> <p>住 所 フリガナ 氏 名 個人番号 法人番号 生年月日</p> <p>川口 税務署長 8年 2月 5日 提出</p>	<p>令和 [] 年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) の計算明細書</p> <p>修正</p> <p>F D 4 7 5 1</p>	<p>第一表 (令和6年分以降用)</p> <p>整理番号 補 完 申告書提出年月日 災害等延長年月日 出国年月日 死亡年月日</p> <p>名簿 案 財産細目コード 短期処理 確認区分 訂正修正 作成区分 枚数</p>																				
<p>i 私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者の統柄・生年月日・種類別利用区分・銘柄等 財産を取得した年月日 財産の品種類別(現金・預金)</p>																						
<p>I 合計欄 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">曆年課税分(③の控除後の課税価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④</td> <td>22500000</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>1100000</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>22500000</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>475400</td> </tr> </tbody> </table> <p>II 相続時精算課税分</p> <p>III 合計</p> <p>IV 修正申告書があるがる修場正合</p> <p>⑯の合計額を記載します。</p> <p>⑰の合計額を記載します。</p> <p>⑱の合計額を記載します。</p>			曆年課税分(③の控除後の課税価格)		④	22500000	⑤	1100000	⑥	000	⑦	000	⑧	000	⑨	000	⑩	000	⑪	22500000	⑫	475400
曆年課税分(③の控除後の課税価格)																						
④	22500000																					
⑤	1100000																					
⑥	000																					
⑦	000																					
⑧	000																					
⑨	000																					
⑩	000																					
⑪	22500000																					
⑫	475400																					
<p>ご確認ください。</p> <p>相続時精算課税分</p> <p>この申告が修正申告である場合の異動の内容等</p> <p>作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号</p> <p>税理士法書面提出 30条 33条の2 □ □</p> <p>通信印 □</p> <p>確認</p>																						

相続時精算課税に係る基礎控除額の計算方法

<⑯：特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額>

$$(申告書第二表1枚目の⑯) + (申告書第二表2枚目の⑯) = 2,500,000円 + 20,000,000円 = 22,500,000円$$

<申告書第二表1枚目の⑯：祖父（埼玉一男）からの贈与財産に係る基礎控除額>

(申告書第二表1枚目の⑯)

$$1,100,000円 \times \frac{2,500,000円}{22,500,000円} = 122,223円 \quad (\text{※})$$

(⑯：特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額)

<申告書第二表2枚目の⑯：祖母（埼玉花子）からの贈与財産に係る基礎控除額>

(申告書第二表2枚目の⑯)

$$1,100,000円 \times \frac{20,000,000円}{22,500,000円} = 977,777円 \quad (\text{※})$$

(⑯：特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額)

* 計算した金額に、1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整します。

- 申告書第二表は、特定贈与者（1ページ参照）ごとに作成するため、本事例では、申告書第二表を2枚使用します。

申告書第二表：1枚目

用 相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの漢点(・)や半角点(・)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。		
	住 所 川口市〇〇△丁目×番×号		
	フリガナ サイタマ カスオ		
	氏 名 埼玉 一男		
	続 柄 父①、母②、祖父③ 祖母④、①～④以外⑤ ＊ ＊この場合は記入します。		
	生 年 月 日 3 1 4 1 2 0 2 ↑明治①、大正②、昭和③、平成④		
	財産の種類 有価証券 取引相場のない株式 ○× 株式会社 川口市〇〇△丁目×番×号		
	財産を取得した年月日 令和〇7年〇8月26日 25000000 1,000株 2,500円 円倍		
	財産の価額の合計額(課税価格) 25000000		
	基礎控除額の計算 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額 (注1) 22500000 相続時精算課税に係る基礎控除額 (110万円×⑥÷⑦) (注2) 122223 ⑧の控除後の課税価格 (⑥-⑧) 2377777 特別控除額の合計額 (過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)) 25000000 特別控除額の残額 (2,500万円-⑩) 0 特別控除額 (⑨の金額と⑩の金額のいずれか低い金額) 0 翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-⑩-⑪) 0 ⑫の控除後の課税価格 (⑪-⑫) 【1,000円未満切捨て】 2377000 ⑭に対する税額 (⑫×20%) 475400 外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) 0 差引税額 (⑬-⑭) 475400		

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

(令和6年分以降用)
(第一表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

特定贈与者ごとの⑯の金額の合計額を⑰に記載します。
⑮の相続時精算課税に係る基礎控除額の計算方法については、22ページを参照してください。

申告書第二表：2枚目

用 相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの漢点(・)や半角点(・)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。		
	住 所 川口市〇〇△丁目×番×号		
	フリガナ サイタマ ハナコ		
	氏 名 埼玉 花子		
	続 柄 父①、母②、祖父③ 祖母④、①～④以外⑤ ＊ ＊この場合は記入します。		
	生 年 月 日 3 1 5 0 9 1 0 ↑明治①、大正②、昭和③、平成④		
	財産の種類 現金、預貯金等 普通預金 〇〇銀行△△支店		
	財産を取得した年月日 令和〇7年〇8月26日 2000000000 円 円倍		
	財産の価額の合計額(課税価格) 2000000000		
	基礎控除額の計算 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額 (注1) 22500000 相続時精算課税に係る基礎控除額 (110万円×⑥÷⑦) (注2) 977777 ⑧の控除後の課税価格 (⑥-⑧) 19022223 特別控除額の合計額 (過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)) 0 特別控除額の残額 (2,500万円-⑩) 25000000 特別控除額 (⑨の金額と⑩の金額のいずれか低い金額) 19022223 翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-⑩-⑪) 5977777 ⑫の控除後の課税価格 (⑪-⑫) 【1,000円未満切捨て】 000 ⑭に対する税額 (⑫×20%) 00 外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) 0 差引税額 (⑬-⑭) 0		

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

(令和6年分以降用)
(第一表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

祖母からの贈与について、初めて相続時精算課税を選択しますので、申告書に、相続時精算課税選択届出書及び添付書類を添付して提出する必要があります。詳しくは20、21ページを参照してください。

【事例 6】住宅取得等資金の非課税を適用する場合

私(札幌史郎)は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父(札幌太郎)から現金1,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(42ページ参照)であり、令和7年中に完成し居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税^(注1)を適用し、「特例税率」^(注2)を適用して暦年課税により申告します^(注3)。

なお、私は、父からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

- (注) 1 特例の概要については42ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については27ページ及び28ページのⒶ-1を参照してください。
 2 「特例税率」については、35ページを参照してください。
 3 住宅取得等資金の非課税適用後の残額（課税価格に算入される金額）について、暦年課税ではなく、相続時精算課税（37、38ページ参照）を適用する場合には、21ページの「チェックシート」及び「添付書類」も参照してください。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。
(注)④⑥又は④⑦
が〇の場合に
は「I暦年課
税分」に記入
する必要はあ
りません。

暦年課税による贈与税額の計算方法については、35、36ページを参照してください。

令和〇〇年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

修正

FD 4772

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□に印を記入します。

提出用

住宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分 割 算	次に住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中に印を記入してください。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)		
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの漢字()や半角漢字()は一字分じし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号 フリガナ サッポロタロウ	札幌市中央区△△条 ×丁目×番×号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 15000000
	氏名 札幌 太郎 生年月日 326.05.10	続柄 1 ←父 母 <input checked="" type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> ※印の場合に記入します。	令和〇〇年〇〇月〇〇日 15000000
	↑ 明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4] 住宅取得等資金の合計額		(38) 15000000
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの漢字()や半角漢字()は一字分じし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所 フリガナ		令和〇〇年〇〇月〇〇日 15000000
	氏名 生年月日	続柄 1 ←父 母 <input checked="" type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> ※印の場合に記入します。	令和〇〇年〇〇月〇〇日 15000000
	↑ 明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4] 住宅取得等資金の合計額		(39) 15000000
非課税限度額の計算			
贈与者別の非課税の計算	住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2) 令和6年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 住宅資金非課税限度額の残額(40-(41))	(40) 10000000 (41) 10000000 (42) 10000000	
不動産番号等の明細	38のうち非課税の適用を受ける金額 39のうち非課税の適用を受ける金額 非課税の適用を受ける金額の合計額(43+44) 38のうち課税価格に算入される金額(38-(43)) 39のうち課税価格に算入される金額(39-(44)) 38(39)に係る贈与者の財産の価額欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。	(43) 10000000 (44) 10000000 (45) 10000000 (46) 5000000 (47) 10000000	
新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。			
不動産の種別	土地 所又 建物 在は 土地 及家 建物 び屋 土地 地番 建物 番号	不動産番号	
新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、この申告書に係る年分(以下「適用年分」といいます。)の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は□の中に印を記入し、提出していない人は合計所得額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(適用年分の所得税に係る合計所得額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50m²未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)。

私は、適用年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を所轄税務署長へ提出しました。

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項又は第9項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認	
----------	------	----	----	--

* 欄には記入しないでください。

非課税限度額は42ページを参照してください。

種別、所在及び地番(家屋番号)又は不動産番号を記入することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます(28ページの「添付書類一覧Ⓐ-1」の「No.7・8・9」の①(注3)参照)。

(注)「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得について特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

これらの事例のほか、

- ・ 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合
 - ・ 農地等についての贈与税の納税猶予及び免除を適用する場合
 - ・ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合
- に関する申告書の作成例や提出書類のチェックシートなどを国税庁ホームページに掲載しています。

<令和7年分用>

○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。また、震災に係る住宅取得等資金の非課税を適用する場合には、「⑩震災に係る住宅取得等資金の非課税」の「チェックシート」及び「添付書類」を使用します。おって、⑩及び⑪のチェックシートは国税庁ホームページに掲載しています。

「⑩住宅取得等資金の非課税」の概要及び「⑪住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の概要については42ページを、「⑩震災に係る住宅取得等資金の非課税」の概要については43ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類 住宅用の家屋の取得等の態様	Ⓐ 住宅取得等資金の非課税			Ⓑ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例 Ⓑの適用に係る災害に関する税制上の措置 下の※を参照してください。 贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。
	Ⓒ ⑩の適用に係る災害に関する税制上の措置 下の※を参照してください。			
新築 (請負契約(注文住宅)などにより住宅用の家屋を新築した場合)	Ⓐ-1 (27ページ)	Ⓐ-1 (27ページ) + Ⓒ-1	Ⓑ-1 (31ページ)	Ⓑ-1 (31ページ) + Ⓒ-1
取得 (建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合)				
増改築等 (住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合)	Ⓐ-2 (29ページ)	Ⓐ-2 (29ページ) + Ⓒ-2	Ⓑ-2 (33ページ)	Ⓑ-2 (33ページ) + Ⓒ-2

- (注) 1 「新築」には、令和8年3月15日において屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和8年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。
 3 「増改築等」には、令和8年3月15日において増築又は改築部分の屋根(その骨組みを含みます。)を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
 4 「Ⓐ住宅取得等資金の非課税」又は「⑩震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「Ⓑ住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。

※ 「Ⓒ住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)」の概要

「Ⓐ住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の①若しくは②に該当することとなった場合又は「Ⓑ住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」若しくは「⑩震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の②に該当することとなった場合には、各特例の適用要件が一部緩和されます。

- ① 平成21年分から令和6年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。)をした場合
- ② 令和7年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
 - イ 令和8年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等ができなかった場合
 - ロ 令和8年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

令和7年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート A-1 新築又は取得用

このチェックシートは、令和7年中に贈与を受けた金額に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和7年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシートC-1 [新築又は取得用]」（以下「チェックシートC-1」といいます。）を併せてご使用ください。なお、「チェックシートC-1」は国税庁ホームページに掲載しています。

① 平成21年分から令和6年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合

② 令和7年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合

- イ 令和8年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
ロ 令和8年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

*1 上記①に該当する人の『非課税限度額』に関する事項は、チェックシートC-1で確認してください。

*2 上記②イに該当する人は、『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に、『非課税限度額』に関する事項の「No.12」に掲げる書類により証明されたものと「No.12」に掲げる書類により証明される見込みであるものに代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成19年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和7年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下（新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40m ² 以上50m ² 未満の場合は、1,000万円以下）ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和8年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金額の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和8年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和8年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40m ² 以上240m ² 以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして28ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき28ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和8年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、28ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか？ (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページのタップアンドサーチ「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	はい	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和8年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるいずれかの省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、28ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。 【「新築」又は「建築後使用されたことのない家屋の取得」の場合】 ①断熱等性能等級5以上（断熱等性能等級の評価基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を除きます。）かつ一次エネルギー消費量等級6以上 ^(注) ②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 ③免震建築物 ④高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上 【「建築後使用されたことのある家屋の取得」の場合】 ①断熱等性能等級4以上 ②一次エネルギー消費量等級4以上 ③耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上 (注) 令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅用の家屋又は令和6年6月30日までに建築された住宅用の家屋で、次のいずれかの省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、28ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものについては、省エネ等住宅に該当するものとみなされます。 ①断熱等性能等級4以上 ②一次エネルギー消費量等級4以上 (※) 令和6年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額をこのチェックシートの「12」の回答欄の【非課税限度額】から控除した残額が、令和7年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けることができる金額となります。	【非課税限度額】	
		はい⇒1,000万円 (省エネ等住宅)	いいえ⇒500万円 (上記以外の住宅)

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、令和7年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～12」は、27ページのチェックシートA-1の番号に対応しています。）。なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1 2	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ 源泉徴収票 など令和7年分の所得税に係る合計所得額を明らかにする書類（令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、「申告書第一表の二」の（注1）の□の中にレ印を記入することにより、別途「合計所得額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋の 新築に係る工事の請負契約書の写し や 売買契約書の写し などで新築に係る工事の契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>
6	【令和8年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ① 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注) 1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積又は昭和57年1月1日以後に建築されたものであることが明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。 ② 次に掲げるいざれかの書類（取得をした家屋が、チェックシートA-1の「9」の③に該当する場合のみ必要となります。） a 耐震基準適合証明書 b 建設住宅性能評価書の写し c 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 (注) 1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の日前2年以内に締結されたものに限ります。 ③ 次に掲げるいざれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得をした家屋が、チェックシートA-1の「9」の④に該当する場合のみ必要となります。） a 申請書等 b 証明書等 c 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書 d 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 (注) 1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、証明書等は、令和8年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。	<input type="checkbox"/>
7 8 9	【令和8年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 1 新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 2 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限ります。） 3 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

11	【令和8年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

12	【新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【令和8年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ○ 次のaからeのいざれかの書類（※1） a 住宅性能証明書（※2） b 建設住宅性能評価書の写し（※2） c 住宅省エネルギー性能証明書（※3） d ①及び②の両方の書類（※4） e ①及び②の両方の書類 ※1 チェックシートA-1の「12」の（注）により省エネ等住宅に該当するものとみなされた住宅用の家屋のうち、令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの（令和6年6月30日までに建築されたものを除きます。）については、確認済証の写し又は検査済証の写しも必要です。 ※2 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以後に、その証明のための家の調査が終了したものの又は評価されたものに限ります。 ※3 次の家の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに限ります。 （1）新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋 その家屋の取得の日前に、その証明のための家屋の調査が終了したもの （2）建築後使用されたことのある住宅用の家屋 その家屋の取得の日前2年以内又は取得の日以後6か月以内に、その証明のための家の調査が終了したもの ※4 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の写し（※5） ※5 認定に基づく地位の承継があった場合には、地位の承継の認定通知書の写しも必要です。 ※6 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書（若しくはその写し）を除きます。 ○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。	【令和8年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類
----	--	--

令和 年 月 日

受贈者の住所 : _____

フリガナ

受贈者の氏名 : _____

令和7年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート ④-2 増改築等用

このチェックシートは、令和7年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したもので、回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和7年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート④-2 増改築等用」（以下「チェックシート④-2」といいます。）を併せてご使用ください。なお、「チェックシート④-2」は国税庁ホームページに掲載しています。

① 平成21年分から令和6年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合

② 令和7年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合

イ 令和8年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合

ロ 令和8年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

※1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシート④-2で確認してください。

2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「『No.13』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.13』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

 該当する回答を○
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成19年1月2日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの令和7年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下（増改築等をした後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40m ² 以上50m ² 未満の場合は、1,000万円以下）ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	令和8年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金額の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
7	令和8年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40m ² 以上240m ² 以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、30ページの「添付書類一覧④-2」の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか（注） (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページのタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	は い	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和8年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（次の省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、30ページの「添付書類一覧④-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】	
		は い⇒1,000万円 (省エネ等住宅)	いいえ⇒500万円 (上記以外の住宅)
(※) 令和6年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額をこのチェックシートの「13」の回答欄の【非課税限度額】から控除した残額が、令和7年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けることができる金額となります。			

令和7年分 「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 A-2 増改築等用

この添付書類一覧は、令和7年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～13」は、29ページのチェックシートA-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1 2	○ 受贈者の戸籍の謄本などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ 源泉徴収票など令和7年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、「申告書第一表の二」の（注1）の□の中にレ印を記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどで増改築等に係る工事の契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
7 8	【令和8年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出することにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。	【令和8年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限ります。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類
9	【令和8年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 a 確認済証の写し b 檢査済証の写し c 増改築等工事証明書（注） (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	【令和8年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類
10	【令和8年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにする書類	【令和8年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類

○「受贈者の居住」に関する事項

12	【令和8年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定期間を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

13	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【令和8年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 a 住宅性能証明書 b 建設住宅性能評価書の写し c 増改築等工事証明書（注） (注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限ります。 ○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。	【令和8年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所 : _____ フリガナ : _____ 受贈者の氏名 : _____

令和7年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート ⑧-1 新築又は取得用

このチェックシートは、令和7年中に贈与を受けた金額に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和7年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』のチェックシート⑧-1新築又は取得用」を併せてご使用ください。なお、「チェックシート⑧-1」は国税庁ホームページに掲載しています。

- ① 令和8年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
 ② 令和8年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成19年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和8年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金額の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和8年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和8年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は <u>40m²以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「 <u>住宅取得等資金の非課税</u> 」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240m ² 以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして32ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき32ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和8年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、32ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか（注）。	はい	いいえ
	(注) 日本国に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページのタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。		
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和8年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和7年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 **(B-1 新築又は取得用)**

この添付書類一覧は、令和7年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～9」は、31ページのチェックシート(B-1)の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1 ・ 2	<input type="radio"/> 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	<input type="radio"/> 住宅用の家屋の新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなどで新築に係る工事の契約又は取得の相手方 （新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>											
	【令和8年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ① 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注) 1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積又は昭和57年1月1日以後に建築されたものであることが明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。 ② 次に掲げるいずれかの書類（取得をした家屋が、チェックシート(B-1)の「7」の③に該当する場合のみ必要となります。）	【令和8年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限ります。） ③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類											
5 ・ 6 ・ 7	(注) 1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前2年以内にその証明のための家の調査が終了したものに限ります。 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の日前2年以内に締結されたものに限ります。 ③ 次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得をした家屋が、チェックシート(B-1)の「7」の④に該当する場合のみ必要となります。）	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 申請書等</td> <td>証明書等</td> </tr> <tr> <td>a 建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td>b 耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td>c 建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td>d 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> </tr> </table> (注) 1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行なった申請に係るものに限ります。 2 証明書等は、令和8年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。 3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。	<input type="checkbox"/> 申請書等	証明書等	a 建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	b 耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	c 建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し	d 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 申請書等	証明書等												
a 建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書												
b 耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書												
c 建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し												
d 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類												

○「受贈者の居住」に関する事項

9	【令和8年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>

○その他に必要な添付書類

10	<input type="radio"/> 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

令和 年 月 日

受贈者の住所：_____ フリガナ _____ 受贈者の氏名：_____

令和7年分 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート ⑧-2 増改築等用

このチェックシートは、令和7年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和7年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』のチェックシート⑧-2【増改築等用】」を併せてご使用ください。なお、「チェックシート⑧-2」は国税庁ホームページに掲載しています。

- ① 令和8年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
- ② 令和8年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、『『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項』の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成19年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和8年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和8年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40m ² 以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240m ² 以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、34ページの「添付書類一覧⑧-2」の「No.7」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか ^(注) 。 (注) 日本国に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページのタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	はい	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和8年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、令和7年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～10」は、33ページのチェックシート⑧-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1 ・ 2	<input type="radio"/> 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	<input type="radio"/> 住宅用の家屋の <u>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</u> などで増改築等に係る工事の契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>				
5 ・ 6	<input type="radio"/> 【令和8年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 <input type="radio"/> 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。	<input type="radio"/> 【令和8年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限ります。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>			
7	<input type="radio"/> 【令和8年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 <input type="radio"/> 次に掲げるいずれかの書類 <table border="1"> <tr> <td>a 確認済証の写し</td> </tr> <tr> <td>b 檢査済証の写し</td> </tr> <tr> <td>c 増改築等工事証明書（注）</td> </tr> </table> (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	a 確認済証の写し	b 檢査済証の写し	c 増改築等工事証明書（注）	<input type="radio"/> 【令和8年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>
a 確認済証の写し						
b 檢査済証の写し						
c 増改築等工事証明書（注）						
8	<input type="radio"/> 【令和8年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 <input type="radio"/> 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにする書類	<input type="radio"/> 【令和8年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>			

○「受贈者の居住」に関する事項

10	<input type="radio"/> 【令和8年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

○ その他に必要な添付書類

11	<input type="radio"/> 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
----	------------------------------------	--------------------------

令和 年 月 日	フリガナ
受贈者の住所 :	受贈者の氏名 :